

## Employment

## 海外勤務する従業員の契約上の問題

小規模の企業でさえ海外オフィスを持つ現代のグローバル経済において、従業員の海外勤務が一般的なことになってきています。これは、国際的な顧客との連絡、サプライチェーンや海外生産の監督などといった、従業員の任務の遂行にしばしば必要です。従業員を海外に派遣する前に雇用主が確実にする必要があることは、雇用契約に違反しないようにすることです。

従業員は、仕事を開始してから2ヶ月以内に、一般に雇用契約書と呼ばれる雇用の明細書を受け取る権利があります。これは、主な雇用条件を定めており、従業員の氏名、賃金、労働時間など、特定の規定を含める必要があります。含まなければならないことの1つに従業員の「勤務地」があり、従業員が英国外で働くことが予想される場合は特に重要です。

雇用契約書には、一般的に従業員の通常の勤務地が記載され、これは多くの場合、会社のオフィスまたは彼らが拠点とする商業施設です。これに加えて、多くの雇用契約書には「モビリティ条項」と呼ばれる、雇用主に従業員を別の勤務地に異動させる権限を与える条項が含まれています。従業員の契約書にモビリティ条項が含まれていて、雇用主から他の場所で働くという妥当な要求を受けた場合、雇用主はそれを拒否する従業員を解雇する権利があります。雇用主はその従業員が海外で働くことを予期する場合、この条項が英国外で働くことをカバーしていることが重要です。

さらに、1ヶ月以上英国外で従業員が勤務する必要がある場合、雇用に関する明細書には以下の項目も含まれなければなりません。

- (i) 英国外で勤務する期間
- (ii) 英国外勤務期間中の報酬の通貨
- (iii) 英国外勤務が要求されるために支払われる追加報酬、および提供される手当
- (iv) そして英国への帰国に関する諸条件



これらの情報のすべては当事者が最初に契約を締結した時点で雇用契約に含まれているのが理想でしょう。しかし、当事者が最初に契約を締結する時点では、従業員が海外勤務する必要があるかどうかは必ずしもはっきりしていないため、そのような条項を含むことが難しくなります。しかし従業員が海外勤務することが明らかになったら、従業員が任務地に行く前までに会社はこれを書面で確認する必要があります。さもなければ、海外勤務を可能にする契約条項なしに、従業員に海外勤務を命じたことにより、会社は契約違反となるでしょう。

さらに、彼らに海外勤務を命じることが分かっていたとしても、任務の全期間が最初は明確でなかったり、変更されたりする可能性があります。そのため、最初に海外で1ヶ月間就労するように求められていた従業員の任期が2〜3ヶ月に変わる可能性があります。その場合、1ヶ月後に従業員は任務の継続を拒否し、帰国を主張することができます。もし会社がそれを認めない場合、契約違反となり、従業員は辞職し、みなし解雇の訴えをあげる可能性があります。したがって、任期を設定する際には、できるだけ正確に期間を見積もり、かつ任期の延長に備え、期間を追加できるようにしておくことが必要です。

海外勤務する従業員のための契約書や追加の書面による同意書の作成にアドバイスが必要な方は、3HRの雇用法チームまでお気軽にご連絡ください。

Steven King  
Solicitor  
E: [steven.king@3hrccs.com](mailto:steven.king@3hrccs.com)



This newsletter is designed to provide general information only. It does not constitute legal or other professional advice and thus should not be relied on. Definitive advice can only be given with full knowledge of all relevant facts. If you would like to discuss any aspect further, please contact us.

3HR Corporate Solicitors Limited is a Solicitors Practice, authorised and regulated by the Solicitors Regulation Authority, No: 597935.  
3HR Benefits Consultancy Limited is authorised and regulated by the Financial Conduct Authority. Firm Reference Number: 556015

The registered office of both 3HR Corporate Solicitors Ltd and 3HR Benefits Consultancy Ltd is New Broad Street House, 35 New Broad Street, London EC2M 1NH. Mainline Tel: 0207 194 8140 Web: [www.3hrccs.com](http://www.3hrccs.com)